



日本スポーツとジェンダー学会 第 24 回大会 プログラム & 発表抄録集

開催日: 2025 年 7 月 5 日(土)・6 日(日)

会 場: 関西大学梅田キャンパス 8 階大ホール・7 階教室

主 催: 日本スポーツとジェンダー学会

後 援: 関西大学人権問題研究室

日本スポーツとジェンダー学会 第 24 回大会 大会要項

期 間 2025 年 7 月 5 日(土)13:30 ～ 7 月 6 日(日)15:40

会 場 関西大学梅田キャンパス 8 階大ホール・7 階教室

〒530-0014 大阪府大阪市北区鶴野町 1 番 5 号

<https://kandai-merise.jp>

主 催 日本スポーツとジェンダー学会

後 援 関西大学人権問題研究室

ごあいさつ

日本スポーツとジェンダー学会 第 24 回大会
実行委員長 井谷聡子(関西大学)

この度、関西大学梅田キャンパスにおいて日本スポーツとジェンダー学会第 24 回大会を開催する運びとなりました。コロナ禍で学会が一時オンラインに移行したこともあり、関西地区における当学会大会の開催は第 16 回大会以来、8 年ぶりとなります。今日、スポーツとジェンダーに関する問題が様々な場面で話題になっています。この分野の専門家が集まる数少ない機会を大阪で実現することができ、大変嬉しく思います。

今大会は、前回にも増して危機的な国際情勢の中で開催されます。国際社会はいまだにイスラエルによるパレスチナ人に対するジェノサイドやヨルダンやイランをはじめとする周辺国への攻撃を止められず、ロシアによるウクライナ侵攻も終わりが見えません。さらに、今年 1 月に誕生した米国トランプ政権は、ジェンダー平等に向けた取り組みをはじめ、あらゆる多様性の包摂や平等に向けた取り組み、いわゆる「DEI」を敵視した政策を推し進めています。連邦政府の補助金を武器に、政権の意図に沿わない研究の打ち切りや、忤度しない大学への攻撃を行うなど、学術への介入も深刻化しています。

この状況は、残念ながら対岸の火事ではありません。日本国内でも、DEI の取り組みへの攻撃や排外主義的な言説がますます広がり、「反ジェンダー」運動も勢いを増しています。欧米同様にトランスジェンダーの選手への攻撃を入口に、トランスジェンダー差別が強まっています。また先月には、日本学術会議のあり方を大きく変え、政府による学術への介入を可能にすることが危惧される「日本学術会議法案」が可決されました。

そのような中、今大会は「スポーツ政策とジェンダー」をテーマに掲げています。戦争と暴力の連鎖を止められない世界で、スポーツがどのような役割を果たすことができるのでしょうか。「スポーツとジェンダー研究」は、すべての人に開かれたスポーツ、差別や人権侵害に加担しないスポーツの構築に向けてどのような役割を果たすことができるのでしょうか。答えよりも問いの方が多く、混迷深まる世界にあって、フェミニズム運動を基盤としたスポーツとジェンダー研究が、スポーツ界を超えて、多様な人間存在、あらゆる生の存在が肯定される世界の構築に寄与するものであることを願わずにはいられません。

今大会では新たに、情報保障の試みとして UD トークを使用した字幕の提供を行います。経験豊富な方の指導を受けた関西大学の学部生たちもこの取り組みに参加します。本大会を通じて情報保障の重要性と実践についての理解と取り組みが広がることを期待しています。

一方、オンラインでの後日配信は 1 日目の基調講演とシンポジウムに限定されます。学会全体をハイブリッド化する要望も頂いておりましたが、開催運営にあたるスタッフへの負担などの観点からこのような決定となりました。大会へのアクセスと運営負担のバランスをとることは容易ではありませんが、今後もそれぞれの開催地でベストなあり方を模索していきたいと思います。

最後になりましたが、本大会へのご登壇を承諾下さった皆さま、また準備、運営にご尽力いただきました多数の皆さまに心より感謝申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

【会場のご案内】

■ 交通アクセス(関西大学梅田キャンパス)

阪急電鉄「大阪梅田」駅下車、茶屋町側から徒歩約 5 分

JR「大阪」駅下車、御堂筋南口から徒歩約 8 分

地下鉄御堂筋線「梅田」駅下車、徒歩約 8 分



■ 最寄駅から梅田キャンパス会場までの地図



JR「大阪駅」御堂筋南口からの写真入りルートマップ

<https://kandai-merise.jp/wp-content/uploads/2022/08/access-jr.pdf>

阪急「大阪梅田駅」茶屋町側からの写真入りルートマップ

<https://kandai-merise.jp/wp-content/uploads/2022/08/access-hankyu.pdf>

※キャンパス内に駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

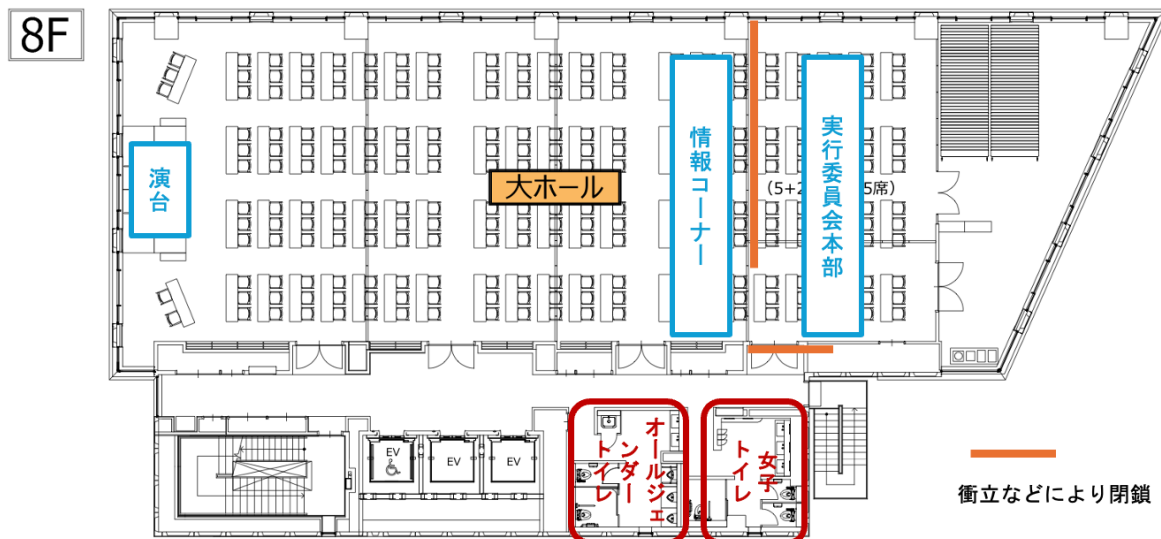
■ 情報交換会 CRAFTMAN UMAMI (大阪市北区中崎西 2-4-25 TEL 06-4256-6982)

関西大学梅田キャンパス1階 (TSUTAYA BOOKSTORE & STARBUCKS COFFEE) から JR 側へ
出たところ (JR 高架下)

■ 関西大学 梅田キャンパス 会場図

最初に、7階で受付を済ませてください。

大会プログラムは全て8F大ホールで実施



701室：1日目総会、総会以外は参加者休憩室

702室：講師控室



* 館内禁煙です。館内に喫煙スペースは設置されていません。

* 8階男子トイレを大会期間中、オールジェンダートイレとします。7階に男女別トイレがあります。1階に、多目的トイレ(ベビーシート、オストメイト付トイレ)があります。

参加者のみなさまへ(諸連絡)

- ネームタグは大会期間中、常時ご着用ください。大会終了後またはお帰りの際に、受付(回収箱)にご返却ください。
 - キャンセルによる大会参加費の返金には応じかねますので、ご了承ください。
 - 大会の様態を記録するため写真を撮影いたします。参加者のみなさんのプライバシーには十分配慮し、会場後方からの撮影を行います。あらかじめご了解くださいますようお願い申し上げます。
 - 個人での録音・録画やそれらの SNS への投稿等のご遠慮ください。
 - 本人の承諾を得ていない写真撮影はお控えください。
 - 学術研究の場であることを踏まえた適切な言動を心掛けてください。
- 10 ページの「日本スポーツとジェンダー学会第 24 回大会 倫理綱領」をご確認下さい。

当日配布資料

本大会は、環境への配慮から紙資料を削減するよう努めています。そのため、発表者の当日配布資料は、オンラインを通して配布する予定です。配布先の URL 等は、学会大会会場(対面会場・オンライン会場)にてご案内申し上げます。

情報コーナー

会員相互の交流と研究成果を紹介するため、会員の研究業績などを紹介する「情報コーナー」を設置しています。本大会では、大会テーマ関連の研究業績を特設し、一部資料配布も行っています。情報コーナーは、発表会場の後方で、大会期間中いつでもご覧いただけます。大会2日目には情報コーナー交流会を予定していますのでご活用下さい。

アンケートご協力をお願い

より充実した大会を開催するため、参加者のみなさまにアンケートへのご協力をお願いします。右の QR コードを読み取っていただくか、URL からアンケートフォームにアクセスしてご回答ください。皆様のご意見をお待ちしております。

(https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdRcKYBg2YBZZXld9Xcmn9Gi3H0k0luP3Q1WhC0R_9mWJ3jgw/viewform)



日本スポーツとジェンダー学会における個人情報の取り扱いについて

「個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)」の施行(2005 年 4 月 1 日)を受け、日本スポーツとジェンダー学会(以下、本学会という)主催の学会大会における会員以外の参加者の個人情報の取り扱いを、以下のとおり定めております。

本学会は、研究機関として個人情報を取り扱う場合に、目的のために必要な情報のみを本人の同意に基づいて取得し、目的の終了後には速やかに削除することを基本方針としています。組織運営および研究事業においてもこの基本方針を遵守し、また今後とも継続的に改善することとしています。

1. 大会参加のための手続書類で取得した個人情報の利用目的について(会員外)

本学会は、会員外の参加者のみなさんから参加手続で取得した氏名、住所など個人情報を、以下の目的のみに利用します。

1) 当該大会の円滑で安全な運営のため

2) 今後の本学会の研究活動の参考資料とするために、個人を識別できない形式による参加者の統計作成

2. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは、本学会事務局(e-mail: info@jssgs.org)までお寄せ下さい。

運営組織

日本スポーツとジェンダー学会 第24回大会 実行委員会

部署	氏名(所属) 敬称略
大会委員長	來田享子(中京大学)
実行委員長	井谷聡子(関西大学)
事務局長	関めぐみ(甲南大学)
事務局	藤山新(東京都立大学)、大勝志津穂(相山女学園大学)
財務・会計	加藤凌(鹿児島国際大学)
研究	高峰修(明治大学)、新井喜代加(松本大学)、 藤田恵理(帝京大学)、エラリー ジャンクリストフ(トゥールーズ大学)
受付・接遇	前田博子(鹿屋体育大学)、熊安貴美江 堀江なつ子(関西大学大学院人間健康研究科)、範麗娟(関西学院大学)、 森本亜美(甲南大学)
会場	三上純(関西大学)、水野英莉(流通科学大学) 中川(橋本)和美(立命館小学校)、中山健(大阪体育大学)
広報・IT	波多野圭吾(国士舘大学)、井谷恵子(京都教育大学名誉教授)、 申恩真(北星学園大学)
記録	近江望(小田原短期大学)、細田真萌(早稲田大学)
情報保証	UD トーク：弓削寧奈、大森暁 学生スタッフ：森田愛梨(関西大学)、吉田彩乃(関西大学)

大会日程

第1日目：7月5日（土）	
12:00	受付開始
12:30	総会＜7階701教室＞
13:30	開会挨拶・諸連絡
13:40	基調講演 「マルチステイクホルダーをつなぐ仕組みとしての『協創型評価』 —スポーツ政策における『見えない価値・見落とされている価値』を可視化するために—」
14:50	休憩
15:00	シンポジウム 「日本のスポーツ政策をジェンダー視点から検討する」
17:30	休憩
17:45	
20:00	情報交換会 ＜CRAFTMAN UMAMI＞

第2日目：7月6日（日）	
9:30	受付開始
10:00	一般発表 10:00～10:30 発表① 10:30～11:00 発表② 休憩（10分間） 11:10～11:40 発表③ 11:40～12:10 発表④
12:10	昼休憩
13:10	情報コーナー交流会
13:40	
13:45	実行委員会企画 「ジェンダー・セクシュアリティの視点から見る政治によるスポーツへの介入」
15:30	
15:40	閉会挨拶・諸連絡

大会プログラム

< 7 月 5 日(土) >

12:00～ 受付開始

12:30～ 総会 <7 階 701 教室>会員のみ

13:30～ 開会挨拶 諸連絡

13:40～14:50 基調講演

「 マルチステイクホルダーをつなぐ仕組みとしての『協創型評価』 —スポーツ政策における
『見えない価値・見落とされている価値』を可視化するために— 」
米原あき（東洋大学）

14:50～15:00 休憩

15:00～17:30 シンポジウム

「 日本のスポーツ政策をジェンダー視点から検討する 」

「 スポーツ政策の国際的動向と日本の現状 」
高峰修（明治大学）

「 他領域の政策との関連—男女共同参画政策及び健康政策 」
新井喜代加（松本大学）・藤田 恵理（帝京大学）

「 政令指定都市の現状と理想とするスポーツ基本計画 」
研究企画プロジェクトメンバー

「 自治体スポーツ推進計画の現在地:ジェンダー視点の拡充に向けて 」
沖村多賀典(名古屋学院大学)

コーディネーター 高峰修・新井喜代加

17:45～20:00 情報交換会（ CRAFTMAN UMAMI ）

< 7月6日(日) >

9:30～ 受付開始

10:00～12:10 一般発表

セッション1 座長:申恩真(北星学園大学)

① 10:00～10:30 「全国高等学校総合体育大会の新聞報道におけるジェンダー・バイアス —読売新聞に注目して—」

○堀江なつ子(関西大学大学院)

② 10:30～11:00 「スポーツ文化を用いた差異の操作による構造の攪乱可能性—女子サッカー選手のジェンダー実践に見るジェンダー秩序の攪乱と再構成—」

○榎本ゆり(関西大学大学院)

セッション2 座長:岡田桂(立命館大学)

③ 11:10～11:40 「スポーツとナショナリズム —中国選手のゲイゲームズ参加を事例に—」

○曹冬月(関西大学大学院)

④ 11:40～12:10 「日本における草の根ゲイスポーツの新たな潮流 —東京圏のゲイバレーボールの実践に着目して—」

○谷木龍男(東海大学体育学部生涯スポーツ学科)

12:10～13:10 お昼休憩

13:10～13:40 情報コーナー交流会

13:45～15:30 実行委員会企画

「ジェンダー・セクシュアリティの視点から見る政治によるスポーツへの介入」

「『女性の保護』という名の排除 —トランスジェンダー選手をめぐるスポーツの制度と政治介入—」

來田享子(中京大学)

「ジェンダーとセクシュアリティの視点からみたスポーツへの政治介入 —VSC 女性の権利保護と『公平な競技場』—」

建石真公子(法政大学 名誉教授)

司会・コーディネーター: 下村沙季マリン(青山学院大学)

15:30～15:40 閉会挨拶・諸連絡

日本スポーツとジェンダー学会 第24回大会倫理綱領

日本スポーツとジェンダー学会第24回大会は、学会の設立趣旨及び、会則に定められた目的に沿って開催されます。この学会大会は、学術的議論の質の向上及び円滑な運営をめざし、会員・非会員を問わず、参加者には、スポーツとジェンダー研究における倫理的な課題への自覚と認識を強く促し、学会大会の倫理綱領を以下のとおり定めます。

1. 人権の尊重

学会大会での学術的議論にあたり、国際的及び国内的に認められた人権を最大限尊重する。

2. 個人情報、名誉、プライバシー等の保護

学会大会の学術的議論にあたり、登壇者、参加者及び JSSGS 関係者（以下「登壇者ら」）に係る個人情報、名誉、プライバシー等の保護に最大限留意する。

- (1) 本人の許可なく、登壇者らが個人として特定され、又はそのおそれがある音声、画像、映像等を、録音若しくは撮影し、又は新聞、雑誌、テレビ、SNS その他の媒体（以下「媒体」）に掲載、投稿等してはならない。
- (2) 学会大会又は媒体において、登壇者らの名誉又はプライバシーを侵害する行為（そのおそれがある行為を含む）をしてはならない。

3. 差別の禁止

学会大会の学術的議論にあたり、年齢、障害、人種、肌の色、性別、性自認、性的指向、言語、宗教、政治的立場、国籍、社会的身分、財産、出自その他これらに準ずる事項を理由として、あらゆる形態の差別をしてはならない。禁止される差別には、共通の属性を有する不特定又は多数の者に対する差別的取扱いを助長・誘発する行為が含まれる。

4. ハラスメントの禁止

学会大会の学術的議論にあたり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメント行為をしてはならない。

5. 著作権その他の知的財産権の侵害又は不正行為の禁止等

学会大会において発表された研究成果（以下「研究成果」）につき、著作権その他の知的財産権の侵害又は剽窃、盗用等の不正行為をしてはならない。また、研究成果（発表の様子を含む。）につき、発表者の許可なく録音若しくは撮影し、又は録音若しくは撮影したものを公開してはならない。

2025年6月14日 日本スポーツとジェンダー学会

日本スポーツとジェンダー学会 第 24 回大会 発表抄録

p.12～ 基調講演

「 マルチステイクホルダーをつなぐ仕組みとしての『協創型評価』 —スポーツ政策における『見えない価値・見落とされている価値』を可視化するために— 」

p.14～ シンポジウム

「 日本のスポーツ政策をジェンダー視点から検討する 」

p.23～ 一般発表

p.28～ 実行委員会企画

「 ジェンダー・セクシュアリティの視点から見る政治によるスポーツへの介入 」

p.33 日本スポーツとジェンダー学会大会のあゆみ

基調講演

「 マルチステイクホルダーをつなぐ仕組みとしての『協創型評価』 —スポーツ政策における『見えない価値・見落とされている価値』を可視化するために— 」

マルチステイクホルダーをつなぐ仕組みとしての「協創型評価」

スポーツ政策における「見えない価値・見落とされている価値」を可視化するために

米原 あき（東洋大学）

キーワード：スポーツ政策、ジェンダー主流化、協創型評価、マルチステイクホルダー、WID から GAD へ

1. 公共政策としての「スポーツ×ジェンダー」

2012 年にはじまったスポーツ基本計画は、国際的な影響も受けながら現在第 3 期に入り、2027 年からの第 4 期に向けた議論が既に始まっている。同時に、2030 年を期限とする SDGs のゴールに掲げられている「ジェンダー平等」について、日本社会は多くの課題を抱えた状態にあり、「スポーツ×ジェンダー」は公共政策的な課題として取り組まねばならない喫緊のテーマとなっている。そこで本講演では、ジェンダー主流化に向けて、スポーツ政策における「見えない価値」や「見落とされている価値」をいかにして政策的に可視化するかという問いについて考えてみたい。具体的には、評価学の分野の知見を援用しながら、政策形成と評価の方法論に焦点を当てて考察する。

2. そもそも「評価」とは

日本語で「評価」というと、成績評価や政策評価など、「ダメ出しをされる」といったネガティブな印象を持たれることが多い。一方で、“evaluation”という英単語の原義は“extract value”、すなわち「価値を引き出す」という意味を持つ。もし評価をしなかったら、見落としていたかもしれない価値を引き出すこと——これが評価の原義なのである。評価学の父と呼ばれる Scriven (1991)の定義によれば、評価とは「物事の本質、値打ち、意義を体系的に明らかにすることである」という。また彼は、評価の二大目的として、形成的評価と総括的評価を大別している。つまり、評価の目的は、結果に対する説明責任（総括的評価）だけではなく、改善のための情報収集（形成的評価）でもあり得る。

スポーツや教育、福祉など、人間に対する働きかけやケアを目的とする活動を評価する際には、総括的な評価よりも、形成的な評価の方が適合することが多い。人に対する働きかけは、「結果」と呼べる地点を断定することが困難で、対象が流動的に変化し続けるからである。しかしながら、評価の現場では結果に対する説明責任を求められることが圧倒的に多い。総括的評価の必要性を否定するのではなく、評価の範疇・概念を拡げて柔軟にアプローチするために、本講演では『協創型評価』と呼ばれる形成的評価の方法と具体例を紹介し、スポーツ政策への応用可能性について検討する。

3. SDGs 時代の評価：ジェンダー主流化の視点

『協創型評価』を紹介する前に、SDGs 時代と呼ばれる現代における「評価の難しさ」の本質がどこにあるのかを確認しておきたい。SDGs の前身である MDGs のゴール 3 では、「すべての教育レベルにおける男女格差の解消」が謳われ、その評価指標として就学率等の教育指標が設定された。一方、SDGs のゴール 5.5 では、「公共分野の意思決定における効果的な女性の参画とリーダーシップの機会確保」が掲げられ、「管理職に占める女性の割合」等の指標が挙げられている。目標(100%)が明白な女子就学率とは異なり、何%が「女性管理職の理想的な割合」なのか、それは誰にとってのどんな価値を反映しているのかといった、価値に関わる議論が不可避である点に、SDGs 時代の公共政策と評価の難しさがある。

公共政策における政策的価値について議論する際に有用なのが、ジェンダー主流化の視点である。女性を保護対象やサービス受益者として見る WID の視点ではなく、広義の社会課題解決に向けて、問題の本質を見誤らないために必要となる観点が GAD である。ジェンダー主流化の視点をもって SDGs 時代の公共政策を再考すると、目標の設定段階から、多様なステイクホルダーが議論を交わし、政策を協創していくための場が必要とされていることが分かる。

4. 協創型評価：「価値を引き出す」評価の技法

そのような「場」として機能するのが協創型評価である。北大路(2025)によれば、協創型評価には、「形成的評価、協創、創発、評価的思考」の 4 つの特徴がある。その取り組みに関わる多様な関係者（マルチステイクホルダー）が、評価的思考に基づいて、協創・創発に取り組み、形成的な評価を行うことで、従来の常識や慣例にとらわれない政策の形成と評価が可能になる。その具体的な方法については、兵庫県豊岡市の『ジェンダーギャップ解消戦略』や、東京都柔道連盟女子柔道振興委員会の取り組みを事例に解説を試みる。また最後に、協創型評価をスポーツ政策に応用する際の 3 つの視座として、マクロな政策的視点、社会的インパクトへの視点、ジェンダー主流化の視点を試論的に提案したい。

シンポジウム

「日本のスポーツ政策をジェンダー視点から検討する」

シンポジウム「日本のスポーツ政策をジェンダー視点から検討する」

趣旨説明

コーディネーター 新井喜代加（松本大学）・高峰修（明治大学）

キーワード：スポーツ政策、ジェンダー、地方自治体、男女共同参画、マルチレベル・ガバナンス

日本国内のスポーツ政策を振り返ってみると、2001年に策定されたスポーツ振興基本計画は5年後の2006年に改定された。2012年からは第1期スポーツ基本計画が始まり、第2期(2017年～)、第3期(2022年～)と展開され現在に至る。こうした流れの中で、女性を対象とした施策は改定版のスポーツ振興基本計画で具体化され始めた。その後、日本のスポーツ政策における女性の存在は大きくなると同時に、女性向け施策のための予算も確保されるようになる。しかし、そこにおける主役は、人数規模的にはごく一部の女性アスリートたちであった。つまり、女性のスポーツは競技力向上の文脈で展開され、予算が確保されたという特徴がある。この背景に2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催があることは想像に難しくないだろう。こうした動向の中で、女性アスリート以外の大多数を占める女性のスポーツ振興策は二の次にされてきたと言わざるを得ない。

他方、2014年にはIWG（International Working Group on Women and Sport）が、女性スポーツを発展させるための国際的な戦略であるブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言を発表し、日本国は2017年4月に、スポーツ庁をはじめとする国内5つのスポーツ統括団体が署名した。しかし、2022年に始まる第3期スポーツ基本計画にブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言の要素が反映され、国内のスポーツ政策の中で展開されて女性スポーツ場面に変化を生み出しているとは言い難い。また2021年10月には国際人権団体Human Rights Watchをはじめとする国内6団体が、国内にセーフスポーツ・センター（仮称）設立を検討するようスポーツ庁長官と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長宛に書簡を送付したが、やはり実現に向けての道筋は見えていない。

こうした現状に鑑み、第24回大会では「スポーツ政策」に焦点を当て、スポーツ基本計画にジェンダー課題を組み込むための理論と方法について検討し、さらに具体策について様々な立場から意見を交わすことにした。

シンポジウムではまず、ジェンダーに関わるスポーツ政策の国際的動向について概観すると共に、スポー

ツ振興基本計画以降の国内のスポーツ政策において女性（のスポーツ）がどのように位置づけられているかについて確認する（高峰報告）。

次にスポーツ政策と共通する要素が多いと思われる健康政策、そしてジェンダー平等を目的とする男女共同参画政策に着目し、そこでスポーツがどのように取り上げられ位置づけられているかを確認する（新井・藤田報告）。

続いて学会員有志による研究企画プロジェクトの作業結果を2つ報告する。1つ目は、国の政策に対して地方自治体がどのような政策を展開しているかを把握するために行った、20の政令指定都市における総合計画、スポーツ推進計画、男女共同参画計画の分析結果である。2つ目として、理想とする「ジェンダー課題を組み込んだスポーツ政策」を具体化するために、欧州委員会「スポーツのさらなるジェンダー平等をめざして」における8つの横断テーマを、日本の第3期スポーツ基本計画に落とし込む作業を行った。さらにはその要点を整理し、第4期スポーツ基本計画（あるいは各地方自治体のスポーツ推進計画）作成時に参照するためのリストとしてまとめた（研究企画プロジェクトメンバー報告）。

最後に地方自治体のスポーツ政策について研究している沖村氏をお招きし、各自治体で策定されるスポーツ推進計画における現状と課題について概説していただき、また各シンポジストによる報告全般にわたって、スポーツ政策研究者の立場からコメントをいただく（沖村報告）。

以上のシンポジウムの構成においては、マルチレベル・ガバナンスの概念を意識した。マルチレベル・ガバナンスとは、国際・国・地方といった異なるレベルの意志決定機関の相互調整を図る“垂直的調整”、各国政府の部局間の協働を意味する“水平的調整”、自治体だけではなく企業やNPOなどのステークホルダーが機能的に関与する“マルチステークホルダーの関与”の3軸からなるガバナンスモデルである。米原氏の基調講演も含め、“垂直”“水平”“マルチステークホルダー”の3軸からなる空間を思い浮かべながら、各報告を聞いていただきたい。

スポーツ政策の国際的動向と日本の現状

高峰 修 (明治大学)

キーワード：スポーツ基本計画、ジェンダー主流化

1. 過去 10 年間におけるジェンダーに関する国際的なスポーツ政策関連文書

2017 年 – Kazan Action Plan : ユネスコ体育・スポーツ担当大臣等国際会議 (MINEPS) 第 6 回会議の成果文書。3 つのメインポリシーのうち 2 つにジェンダー視点が含まれ、5 つのアクションプランの 4 番目は「女性・スポーツ・体育・身体活動のための国際モニタリング機関の設置に関する実現可能性の研究の実施」。

2018 年 – IWG Botswana Big5 : 第 7 回世界女性スポーツ会議の成果文書。スポーツ文化におけるジェンダー平等を達成するための 5 つの方向性を示す。

2020 年 – Sport for Generation Equality Framework : UN Women による。スポーツ政策においてジェンダー主流化を促進するための 6 つの原則が記される。

2022 年 – Towards more gender equality in sport : 欧州委員会による。スポーツにおける男女平等の実現に向けて、欧州委員会、EU 加盟国、国内外のスポーツ団体、草の根団体に向けた提言と行動計画をまとめた文書。

2022 年 – IWG Progress Report Summary : 同年に行われた調査結果に基づく、女性スポーツをめぐる諸課題の進捗状況報告書。

2023 年 – Fit for Life Alliance : MINEPS 第 7 回会議の成果文書。カザン行動計画を国レベル、地域レベルでより展開するためのプログラム。

2023 年 – Tackling Violence Against Women and Girls in Sport : ユネスコと UN Women が共同で発行した、スポーツ環境における性に基づく暴力の根絶を目標とする、政策立案者とスポーツ参加者向けのハンドブック。

2. 国内の現状

2011 年以降の日本国内のスポーツ基本計画を概観すると、振興基本計画の策定と改定、第 1 期基本計画の策定に伴って女性の存在が明示され、その存在はさらに大きくなってきた。スポーツ基本法が施行され、第 1 期基本計画が策定されるに伴って、女性向けのスポーツ施策のための予算も確保され始めた。しかしそ

うした施策や予算は、限られた女性アスリートによる競技力向上に偏っており、大多数の女性にとってのスポーツに関わるその他の多様な課題は置き去りにされている。同時に、こうした競技力向上策において女性アスリートは、“女性の身体に特有の生殖機能”を自ら積極的に管理するよう求められてもいる。

こうした動向の背景には東京でオリンピック・パラリンピック大会を開催するという国家事業があるといえるだろう。女性アスリートの支援というジェンダー平等的なスポーツ政策は、極めて国家主義的な意味合いで展開されており、ここにはジェンダー平等の意味合いをめぐる勢力間の競合 (申, 2015) が生じている。

日本は 2017 年 4 月にスポーツ庁をはじめとする国内 5 団体によって「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に署名した。同宣言を採択した第 6 回 IWG 世界女性スポーツ会議では、勧告の一項目として“ジェンダー主流化”を挙げているが、その 5 年後の 2022 年から始まった第 3 期基本計画においてそうしたコンセプトは組み込まれていない。

日本のスポーツ基本計画に前述の欧州委員会“Towards more gender equality in sport”の 6 つの主要テーマを重ね合わせると、例えば「参加の促進」は、その対象が中学生年代や子育て世代など変化しつつ、2001 年に始まる振興基本計画から現在に至るまで一貫して位置付けられていることがわかる。他方、「スポーツの社会・経済的側面」や「メディア報道」については、いずれの基本計画においても政策の対象として設定されていない。つまり、国際的に指摘されているスポーツ環境におけるジェンダー課題の全体を網羅しているとは言い難いのが現状である。

引用参考文献

- 野口亜弥 (2024) 「UNESCO のフラッグシッププログラム『Fit for Life』のジェンダー分野におけるスポーツ政策の国際的な動向」 体育・スポーツ政策論叢 4(1): 3-13.
- 來田享子 (2024) 「日本のスポーツ界のジェンダー平等に向けて何が必要とされているか」現代スポーツ評論 50: 45-61.
- 申琪榮 (2015) 「『ジェンダー主流化』の理論と実践」ジェンダー研究 18: 1-6.

他領域の政策との関連

—男女共同参画政策及び健康政策—

新井喜代加（松本大学）、藤田恵理（帝京大学）

キーワード：男女共同参画基本計画、健康日本 21、スポーツ関連施策（5 語程度）

1. 男女共同参画政策との関連

本報告の前半では、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画におけるスポーツ関係施策の位置づけについて検討する。1999 年 6 月 23 日に公布された男女共同参画社会基本法は、その第 1 条の通り「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする。また、同法は、政府が「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画」を定めるとし、この「基本的な計画」を「男女共同参画基本計画」とする（第 13 条）。

同計画の策定にあたって「内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求め」（第 13 条 3 項）、「閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければなら」（第 13 条 4 項）ず、このような手続きは同計画の変更に際しても求められる（第 13 条 5 項）。さらに、同法第 13 条 2 項は、同計画の内容について、「総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱」及び「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めるよう規定している（第 13 条 2 項）。

以上のように男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき、2000 年 12 月 12 日に閣議決定された。その後、第 2 次計画（2005 年 12 月～）、第 3 次計画（2010 年 12 月～）、第 4 次計画（2015 年 12 月～）、第 5 計画（2020 年 12 月～）と 5 年ごとに同計画は見直されている。現在、第 6 次計画（2025 年～）の審議段階に入っており、本報告では、第 5 次計画までを対象とし、スポーツ関係施策の有無やその目的等について検討する。

2. 健康政策との関連

日本における健康政策の体系的展開は、1978 年に開始された第 1 次国民健康づくり対策を起点として本格的に始動した。本対策では、「自分の健康は自分で守る」という国民一人ひとりの自覚を基本とし、それを支援する行政の責務として、地域に根ざした保健サービス体制の整備が求められた。その上で、生涯を通じた健康づくりの推進、健康づくりのための社会的基盤の整備、ならびに普及啓発活動の展開という三つの柱のもとに取り組みが進められた。1988 年に開始された第 2 次対策「アクティブ 80 ヘルスプラン」では、第 1 次での成果と課題を踏まえ、特に運動習慣の普及・定着に焦点を当てた政策展開がなされた。栄養・運動・休養のバランスがとれた生活習慣を確立することにより、健康的なライフスタイルを国民全体に根づかせることが目指された。2000 年から開始された第 3 次対策《21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）》では、生活習慣病の一次予防、健康寿命の延伸、生活の質（QOL）の向上が重点目標とされ、行政だけでなく、医療機関や民間団体、地域社会など幅広い主体による連携と協働が推進された。2002 年には健康増進法が制定され、国民には生涯にわたる健康増進への努力義務が、また国や地方公共団体には教育・広報・研究等を通じた支援の責務が明文化され、健康づくりをめぐる法的基盤が整えられた。2013 年以降の第 4 次対策「健康日本 21（第二次）」では、少子高齢化の進行や健康格差の拡大に対応するべく、子どもから高齢者までが共に支え合う社会の実現をめざし、ライフステージに応じた健康支援の充実と、健康を支える社会環境の整備が重視された。さらに、2024 年度からは第 5 次対策「健康日本 21（第三次）」が開始され、これまでの政策の蓄積を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症の流行、社会的孤立といった新たな健康課題や社会背景、国際的な潮流を視野に入れた取組が求められている。本報告では、これらの観点を踏まえ、健康政策におけるスポーツの位置づけ、およびスポーツ基本計画との関係等に焦点を当てて検討する。

研究企画プロジェクト「政令指定都市の現状と理想とするスポーツ基本計画」

目的と方法

○高峰修（明治大学）、新井喜代加（松本大学）、エラリー ジャンクリストフ（トゥールーズ大学）、川合みなみ（同志社大学）、関めぐみ（甲南大学）、藤田恵理（帝京大学）、細田真萌（早稲田大学）、山口理恵子（城西大学）、山本夏生（お茶の水女子大学）、來田享子（中京大学）

キーワード：政令指定都市、スポーツ推進計画、総合計画、男女共同参画計画、スポーツ基本計画

プロジェクト①：政令指定都市が定めるスポーツ推進計画の現状

現行のスポーツ基本計画において、文部科学大臣は「スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならない」（第9条）とされ、さらに都道府県及び市町村の教育委員会は「スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」（第10条）とされている。こうした規定により多くの地方自治体は、国が策定したスポーツ基本計画に照らし合わせて、独自のスポーツ推進計画を定めている。また各自治体はスポーツだけではなく、産業、教育、福祉等、ありとあらゆる分野の計画の基本となる総合計画を策定することができ、さらにそうした分野別計画の一つに男女共同参画計画がある。

このような国と地方自治体との関係は“垂直的”と捉えることができるが、スポーツ基本計画（国）とスポーツ推進計画（地方自治体）との間で垂直的関係はどのように築かれているのだろうか。また、各地方自治体においてスポーツ推進計画は、総合計画や男女共同参画計画とどのように関わり水平的関係を保っているのだろうか。

以上のような問題意識から、地方自治体が策定したスポーツ推進計画、総合計画、男女共同参画計画を対象に以下の点について分析した。

- 1) スポーツ推進計画に健康やジェンダーの課題が組み込まれているか
- 2) 総合計画にスポーツや健康、男女共同参画の課題が組み込まれているか
- 3) 男女共同参画計画にスポーツや健康の課題が組み込まれているか

全国20の政令指定都市のHPから総合計画、スポーツ推進計画、男女共同参画計画を入手し、1)～3)について分析した。各メンバーが行った分析の結果はまずはテキストで共有し、その後、チーフがカテゴリー化した。以上の分析作業においては複数名のメンバーで

ダブルチェックを行った。

（○川合、エラリー、藤田、山本、高峰）

プロジェクト②：ジェンダー課題を組み込んだ、理想とするスポーツ基本計画づくり

ジェンダー視点からのスポーツ政策の批判的な考察はいくつかなされているが、それでは私たちが理想とするスポーツ政策とはどのようなものなのだろうか。理想とする「ジェンダー課題を組み込んだスポーツ政策」を具体化・可視化するために、欧州委員会「スポーツのさらなるジェンダー平等をめざして」（European Commission, 2022）における以下の8つの横断テーマを、第3期スポーツ基本計画に落とし込む作業を行った。

- a) ジェンダー主流化
- b) インターセクショナルな視点
- c) ジェンダー予算
- d) 政策のモニタリングと評価、データ収集
- e) ジェンダー教育
- f) コミュニケーション
- g) ジェンダー平等コーディネーター
- h) 男性の理解者を増やす

さらには以上8テーマの要点を整理し、第4期スポーツ基本計画（あるいは各地方自治体のスポーツ推進計画）作成時に参照するためのリストとしてまとめた。

（○新井、関、高峰、細田、山口、來田）

European Commission, Directorate-General for Education, Youth, Sport and Culture (2022) Towards more gender equality in sport – Recommendations and action plan from the High Level Group on Gender Equality in sport (2022) .

<https://data.europa.eu/doi/10.2766/10036>（最終アクセス2025年6月23日）

自治体スポーツ推進計画の現在地

ジェンダー視点に立った政策の拡充に向けて

○沖村多賀典（名古屋学院大学）

キーワード：スポーツ推進計画、スポーツ基本法、男女共同参画、自治体発の政策革新

1. はじめに

自治体発の政策革新が国または他の自治体に波及していく「政策波及」現象を踏まえると、ジェンダー視点に立ったスポーツ政策の拡充は、自治体レベルから喚起することも有効であると考ええる。

自治体スポーツ政策は、主として各自治体が策定する「スポーツ推進計画」によって管理される。自治体は比較的自由にその内容を決めることができるものの、一定の制約も課せられている。本報告では、この諸制約を解説した上で、同計画におけるジェンダー関連施策の採用に向けた課題を提示する。

2. スポーツ推進計画に課せられている諸制約

第1に、スポーツ推進計画に盛り込まれる施策は、スポーツ基本法が定める施策との一定の合致が求められる。同法ではジェンダー関連施策が明記されていないため、採用を思い留まらせる一つの要因となっている。しかし、現在進行中の同法の改正によって、関連する条文が追加される可能性が出てきた。

第2に、国のスポーツ基本計画に記載された施策は、「お墨付き」が得られたという意味で、スポーツ推進計画でも採用されやすい。この現象に対する評価は両義的である。スポーツ基本計画にはジェンダー関連施策が一定程度置かれているが、それらが「全国的に浸透させるべき施策」か「各地域の判断に委ねるべき施策」かを判断することが重要である。

第3に、自治体スポーツ政策は、行政組織としては教育委員会が管理する体制となっているため、首長部に置かれる男女共同参画担当組織との連携が取りづらい。ただこの点は、2007年の法改正によって改善してきた。但し、予算の縦割りという課題は残る。

第4に、近年の自治体は、法定の行政計画の濫立（2020年時点で都道府県計画を定めた法律が361、市町村計画は286）に苦しんでおり、スポーツ推進計画の策定や充実を志向する機運が醸成されづらい。現に、全国知事会からは法定不要が提案され、スポーツ基本法改正案でも他の計画との一体的策定を可能にする条文が追加されている。

3. ジェンダー関連施策の採用に向けた課題

新政策の採用は、自治体が様々な社会問題の中から

政策として取り扱うべき問題を抽出することから始まる。したがって、訴求力のある「問題の定義」を行うことが最初の課題となる。とりわけ、ジェンダー関連施策には、この作業における特有の困難があるように思われる。第1に、問題の代表例として「女性が劣位に置かれている男女間の不平等」というものが考えられるが、スポーツの任意性や私事性のイメージからか、この問題の切迫感が共有されづらい印象がある。第2に、何を問題とするのかについて慎重な議論が必要となる。女性のスポーツ実施率の低さをとってみても、男性と比べて低いことが問題なのか、それとも女性の実施意図との乖離を問うべきなのか、のみならずその意図自体にバイアスがかかっているか、性の二分法に問題はないか等々の重層的な視点が求められる。これらの困難を乗り越える上で、根拠を持った事実で問題を整理する学術界の役割は極めて重要となるだろう。

なお「問題の定義」では、問題を中心とした前後の因果関係を示すことも重視される。これによって得られる具体的な施策のリスト、問題を生む構造そのものへの視点、問題が解消された後の未来像などは、発展過程にあるジェンダー関連施策において特に意義深いと思われる。

この点とも関連するが、施策を具体化していく段階では、不確実性をできる限り除去するために、内外との連携や情報収集が必要になる。ジェンダー関連施策では、先に述べた男女共同参画担当組織との連携を深めていくことが課題となる。とりわけ、スポーツ政策のプロセスと内容の全体をジェンダー平等の視点から再検証する作業においては、同組織の専門性が活かされるであろう。

と同時に、外部からの視点として、専門家が計画策定過程に参画するルートを確保することも課題となる。審議会等の委員に専門家を配置することが主要なルートであるが、その公平性や妥当性が常に問われることには留意が必要である。これ以外に、パブリックコメントやワークショップ等でも外部の意見を表明することができるが、未実施自治体も多い。

これらの課題に対する実践の蓄積が、政策革新と波及の追い風となるだろう。その他詳細は当日報告する。

氏名：米原 あき（よねはら あき）

東洋大学・教授、日本評価学会・副会長

分野：比較教育政策学、政策評価、国際協力、社会統計学

経歴：国際開発コンサルタント、明治大学大学院ガバナンス研究科を経て現職

主著：

単著「協働型プログラム評価による ESD マネジメント」『評価クォーターリー』 68: 3-19. 2024.

共著 The influence of the whole school approach on implementing education for sustainable development in Japan. PROSPECTS, 54, 203–220. 2024.

共編著『SDGs 時代の評価：価値を引き出し、変容を促す営み』筑波書房、2022 年。

単著「教育分野における参加型形成的評価の位置付けと意義」『日本評価研究』22(2):15-26. 2022.

単著「SDG 教育目標にみる理念志向ターゲットの評価に関する一考察」『日本評価研究』21(2):31-46. 2021.

単著「協働型プログラム評価実践における『協働型社会調査』」『評価クォーターリー』50: 2-17. 2019.

共著 ‘The role of evaluation in achieving SDGs.’ “Sustainability Science.” 12(6). 969-973, 201

その他：Asia Pacific Evaluation Association, Editorial Board, Editor、日本国際協力機構（JICA） 事業実績評価アドバイザー、ユネスコアジア文化センター プロジェクトアドバイザー ほか

	登壇者プロフィール
--	-----------

氏名：高峰 修（たかみね おさむ）

明治大学政治経済学部 教授

専門分野：スポーツとジェンダー研究、体育・スポーツ社会学

主な経歴：中京大学体育学研究科修了、博士（体育学）

主な著書・最近の論文：

高峰修（2020）「東京 2020 オリンピック開催に向けたスポーツ政策における女性アスリートの身体：「女性特有の課題」としての生殖機能の保護と管理」日本スポーツ社会学会編集企画委員会編『2020 東京オリンピック・パラリンピックを社会学する』創文企画, pp111-129.

高峰修（2024）「日本におけるスポーツとジェンダー平等に関する政策の現状と課題」体育・スポーツ政策論叢 4(1): 14-22.

その他、社会活動など：日本スポーツとジェンダー学会研究委員長

	登壇者プロフィール
--	-----------

氏名：新井 喜代加（あらい きよか）

松本大学健康科学研究科准教授

専門分野：スポーツとジェンダー、スポーツ政策、スポーツと法

主な経歴：2013 年 5 月筑波大学人間総合科学研究科博士課程修了 博士（体育科学）

主な著書・最近の論文：

新井喜代加（2018）高校野球に女子生徒は参加すべきか？. 石堂典秀・建石真公子（編著）スポーツ法へのファーストステップ. 法律文化社, pp. 36-53.

新井喜代加（2023）米国のタイトルナインに基づくスポーツとジェンダー平等政策：スポーツの参加機会の平等をめぐって. 体育・スポーツ政策論叢, 4(1): 23-34.

新井喜代加（2023）スポーツにおけるジェンダー平等. 新井喜代加・武田丈太郎（編著）はじめて学ぶスポーツと法. みらい, pp. 55-70.

その他、社会活動等：日本スポーツとジェンダー学会理事、公益財団法人全日本空手道連盟倫理委員会委員、松本市女子野球タウン事業実行委員会会長、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会会長、松本市スポーツ推進計画審議会委員、松本マラソンにおける不正な会計処理検証委員会委員ほか

	登壇者プロフィール
--	-----------

氏名：藤田 恵理（ふじた えり）

帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科・講師

専門分野：健康科学、生命科学

主な経歴：東京大学大学院 総合文化研究科 生命環境科学系 博士課程修了 博士（学術）

主な著書・最近の論文：

藤田恵理（2022）スポーツとジェンダーに関する国内の研究動向：「健康・体力・運動能力・身体・怪我・月経」.スポーツとジェンダー研究 20:70-74.

Eri Ohto-Fujita et. al. (2024) Eggshell membrane and its major component lysozyme and ovotransferrin enhance the secretion of decorin as an endogenous antifibrotic mediator from lung fibroblasts and ameliorate bleomycin-induced pulmonary fibrosis. Biochemistry and Biophysics Reports 39: 101806.

大戸-藤田 恵理ら(2025)女性労働者の心身の健康維持のための生活習慣と体温との関係についての調査. 日本設備管理学会誌 36(4): 30-37. / 藤田恵理ら（2023）大学体育におけるこころの準備運動としての「笑い準備運動」の教育効果. 大学体育スポーツ学研究 20: 33-47

その他、社会活動など：日本スポーツとジェンダー学会理事，日本未病学会評議員

	登壇者プロフィール
--	-----------

氏名：沖村 多賀典（おきむら たかのり）

名古屋学院大学 スポーツ健康学部 准教授

専門分野：スポーツ政策論

主な経歴：

2012年3月 筑波大学大学院人間総合科学研究科 単位取得退学

2012年4月 名古屋学院大学スポーツ健康学部 助教

2022年4月より現職

主な著書・最近の論文：

沖村多賀典（2022）第3期スポーツ基本計画と自治体. 体育・スポーツ政策論叢 2(1)：64-77.

沖村多賀典（2023）オリンピックと法：はじめて学ぶスポーツと法. 新井喜代加・武田丈太郎編. みらい：岐阜，146-160.

その他、社会活動など：

2018年～ 地域における「かけっこ教室」の展開

2023年～ 愛知県瀬戸市との共同プロジェクト「瀬戸市民のスポーツ実施率向上に向けたプロジェクト」他

2025年～ 日本体育・スポーツ政策学会 理事

一 般 発 表

全国高等学校総合体育大会の新聞報道におけるジェンダー・バイアス

—読売新聞に注目して—

堀江 なつ子 (関西大学大学院)

キーワード：運動部活動、表象（情報伝達）、インターハイ

【本研究の目的】

本研究の目的は、全国高等学校総合体育大会におけるジェンダー・バイアスを、新聞報道調査の方法を用いて明らかにすることである。

近年、体育・スポーツのジェンダーに関する研究は増加しているが、運動部活動におけるジェンダーに関する先行研究は7件のみであった。7件中6件の研究では、生徒へのアンケート調査やインタビュー調査によって、ジェンダー・バイアスが顧問から生徒へ受け継がれている状況が指摘されている。しかし、運動部活動のジェンダーに関する課題を歴史的に評価・分析するような研究は少ない。

そこで本研究では、過去の新聞記事を読み解きながら、運動部活動が抱えるジェンダー・バイアスを可視化しようと考えた。新聞報道に注目した背景には、2018年に「IOC ジェンダー平等再検討プロジェクト」によって25の提言が公表されたことがある。その中に「表象（情報伝達）」が含まれ、オリンピックの成果や課題を図る指標として用いられており、本研究でも高校の運動部活動の大会を同様の観点から分析することで、課題が明らかになると考えた。

【研究方法】

調査対象は読売新聞とする。読売新聞社は、大会を共催する新聞社であり、実際に他社と比較しても質と量の両面において同新聞社を上回る紙面は確認できなかった。なお、「表象」に関する先行研究には、飯田(2001, 2007) 矢島、藤田(2021)の研究がある。それらの研究で用いられた調査方法を参考にして、本研究では次の手順で調査を行うことにした。

- ① 新聞記事を1963年（第1回大会の開催年）、1989年（男女同一の教育課程が告示された年）、2024年（現在）から抽出し、ヨミダス読売新聞東京版朝刊スポーツ面に掲載された全国高等学校総合体育大会に関する記事を対象とする。
- ② 収集した記事を見出し・記事・写真に分類する。
- ③ ②の記事をさらに性別・種目で分類し、それぞれの面積（cm²）を集計する。
- ④ ③の結果をふまえて、時系列でジェンダー・バイアスの動向を分析し、課題を明らかにする。

【研究結果】

1963年と1989年はサンプル数が少ないので統計分析を行っていない。2024年は統計分析の有意差は認められなかった。

1) 時系列調査でわかったこと

- ・ 見出しと記事の報道量は若干男子の方が多い。
- ・ 1989年の記事は、面積とその割合において両性が最も多かった。しかし記事内容が両性であっても、その見出しには男子を選ぶ傾向があった。
- ・ 1989年の記事における両性の傾向が、2024年には男子と女子の独立記事になってきている。
- ・ 写真はほぼ等しく資源が分けられている。

2) 掲載された種目からわかること

- ・ オリンピック報道と重なる種目が掲載されている。
- ・ 掲載種目が限られている中で、女子にしかないなぎなたと、力強さの象徴となるウエイトリフティングが掲載されている。

【結論】

本研究の結果から読売新聞は、報道の資源を男女に等しく分け、ジェンダー・バイアスを縮小させようとする配慮が伺えた。一方で、本研究では、大会主催者である（公財）全国高等学校体育連盟によるジェンダー・バイアス縮小のための取組みを明らかにすることができなかったため、その分析は今後の課題とする。

【参考文献】

東京2020組織委員会「TOKYO2020『多様性と調和』におけるジェンダー平等報告書（全文）」（最終閲覧2025年5月25日）。

https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/02_02gender%20equality%20report.pdf

飯田貴子（2001）シドニーオリンピックにおける新聞報道の分析。日本体育学会大会号52：216。

飯田貴子（2007）ジェンダー視点から検証したアテネオリンピック期間中の新聞報道。スポーツとジェンダー研究，5：31-44。

矢島佳子，藤田紀昭（2021）夏季・冬季パラリンピック競技大会の新聞写真報道分析。日本財団パラリンピックサポートセンターパラリンピック研究会紀要，15（0）：91-118。

スポーツ文化を用いた差異の操作による構造の攪乱可能性

女子サッカー選手のジェンダー実践に見るジェンダー秩序の攪乱と再構成

○榎本ゆり（関西大学大学院博士後期課程）

キーワード：（5 語程度） クィア理論、女子サッカー、トムボーイ、ボーイッシュ、ジェンダー秩序

【問題設定】近年、スポーツ領域でも性の多様性を保証する機運が高まっているが、その多くは既存の制度枠組みに性的マイノリティを取り込むにとどまり、包摂が新たな排除や規範の固定化を生むとする指摘もある。このことから、制度の再設計へと焦点を移す議論も見られるが、秩序や制度を大幅に解体することはマジョリティの剥奪感を生み、抵抗やバックラッシュのリスクも高まる。本研究はこうした問題意識のもと、「本質的な性的マイノリティ」概念を脱却することを出発点とし、現実的かつ創造的な多様性保障と、スポーツ領域の再構成を提案することを目的としている。

【理論的枠組みと分析方法】本研究は、「セックス（二元的性別）」を生物学的本質ではなく、制度・秩序を支える構築された知識装置としてとらえる。これに基づき運用されている社会が多い以上、それを前提とせずに制度を変えることは実効性に乏しい。そこで、本研究では、セックスを構築されたものとして便宜的に使用し、その枠内での「ジェンダー」の「ズレ＝差異の操作」による秩序の攪乱と再構成に注目する。ジェンダー実践のミクロとマクロのダイナミクスをとらえるため、江原（2021）のジェンダー秩序理論を基盤としつつ、同理論では十分に扱われていない「異性の理想像」を参照する実践の理論的閉鎖性を補うため、Garfinkel（1967＝2004）のパスニング理論を、さらに、マクロとの接続には Butler（1990＝2018）のパフォーマンス概念を参照する。加えて、スポーツにおける改革戦略を Hall（1997）の表象の政治の枠組みから検討する。差異の操作とは、記号秩序を維持しつつ、その内部から新たな意味・価値を生成する行為であり、クィア理論の実践的コアでもある。

【調査方法】調査対象は、本質化されず、越境的存在として条件付きで受容されている「ボーイッシュ」な女子とピア集団である。男性性が強いとされるサッカーに取り組む女子生徒を対象とし、調査協力者に「ボーイッシュ」という語彙の有無や定義を確認した。観察調査により関係性やふるまい、文化的背景を把握したうえで面接項目を調整し、集団面接を実施した。調査対象は、女子サッカー部に所属する 30 名を中心に、かかわりのあるクラスメイトにも調査協力を依頼した。

ピア集団によってボーイッシュと認識されていた生徒は、A 高校 2/18 名、B 高校 5/12 名であった。いずれも男女共学・普通科高校の生徒であり、セクシュアリティと成熟が結び付けられる高校生を対象とした。

【事例分析】生徒たちは、「ボーイッシュ」を、髪型や性格特性、ふるまいなどで定義し、それを男性性と結び付け、女性性と乖離させた。「ボーイッシュ」は、女子生徒に「かっこいい」と称賛され、「女子に歓心を得る男子」の構図に類似する形で「正当性」や「地位達成」と結び付けられていた。一方で、そのセックス、すなわち「本来は」女子であることから、「女子に歓心を得る」ことが「同性愛」と結び付けられる場面もあった。生徒たちは、「女子から歓心を得ることを」「ゴシップ」的に語る方法、あるいは自身が「ボーイッシュ」を「やろうとは思わない」「似合わない」「卒業した/する予定」という意思表示をする方法で、ボーイッシュと「正当性」との距離を示した。また、「デビュー」「女になる」「髪を伸ばす」「男に相手にされる」を結びつけることで、女らしい女を「正当性」「地位達成」に結びつけた。一方で、ボーイッシュな生徒は、「垂流化」されることを回避するために、スポーツという文脈や、独自のジェンダー秩序の引用のしかたで、その正当性を確保しようとした。

【考察】スポーツは、強く二元的に区分されながらも、身体・実践・パフォーマンスという面では越境の実践を許容しやすい文化領域である。「男らしさ」「女らしさ」が演出される一方で、実際には規範を揺るがすような身体技法や関係性が生まれているため、スポーツは越境的な差異の操作を可能にし、制度を活かしながら「ズラす」ための恰好のフィールドとなる。

【結語と提言】性的マイノリティの包摂をめぐる実践においては、秩序を一から壊すのではなく、ただ包摂するのではなく、既存の秩序を再編する戦略的ズレが有効である。その際「差異の操作」によって既存の価値を利用しつつ、意味をずらし、マジョリティも巻き込む攪乱が必要である。大衆文化と結びつくスポーツはむしろ制度変容の可能性を拓く場になりうる。本発表では、スポーツ文化がもつ転換可能性を提示し、性的マイノリティの承認と制度の再編が両立しうる道を探る。

スポーツとナショナリズム — 中国選手のゲイゲームズ参加を事例に —

○曹冬月（関西大学人間健康研究科）

キーワード：[中国、台湾、性的マイノリティ、ゲイゲームズ、ナショナリズム]

現代において、スポーツは文化の違いを超えて世界全体で人気の高い活動であるが、なかでも競技スポーツは、勝利や記録を目指す、その価値観に伴う様々な問題によって識者から批判を受けることが少なくない。そうした問題のうち、昨今、特に注目を集めているのがジェンダーやセクシュアリティに対する対応である。

中国政府は、現政権の成立以降、性的マイノリティに対して「支持しない、励まさない、反対しない」という「三不政策」を取っている。ここ数年、LGBTの権利に長年携わってきた非政府団体がほとんど制限を受けた。このような厳しい規制にもかかわらず、中国の性的マイノリティは世界的な性的マイノリティイベントへ積極的に参加している。スポーツにおける偏見や差別に抗う空間としてスポーツ・文化イベント「ゲイゲームズ」でも中国人が活躍している。

「パリ 2018 中国体育代表隊」（後に体同联と改名した）はゲイゲームズで初めて自発的かつ組織的に成立されたゲイゲームズの中国チームだ。パリ 2018 ゲイゲームズで、87 名のメンバーがバスケットボール、バドミントン、バレーボール、競泳、ダイビング、マラソンなどの試合に参加した。

2022 年のゲイゲームズの開催を招致したのは 17 カ国だった。そのうち、香港とワシントン（アメリカ）とグアダハラ（メキシコ）が有力候補だったが、2017 年の GGHK の会議で香港での開催が決定した。

報告者は（コロナ禍で延期され）2023 年 11 月に香港で開催されたゲイゲームズでの予備調査をふまえ、中国における性的マイノリティのスポーツ団体「体同联」の代表者と 2023 香港ゲイゲームズに参加した中国の選手に対してインタビュー調査を行った。それにより、中国の選手たちがどういう目的でゲイゲームズに参加しているのか、具体的には、いかにゲイゲームズを社会運動として利用しているのか。中国の性的マイノリティ選手たちは、ゲイゲームズを通してどのように中国のナショナリズムを理解し、表現しているかを明らかにしようとした。

まず予備調査では、中国政府の圧力によって、中国内陸からの参加者が減り、香港ゲイゲームズの宣伝が不十分になり、開会式の規模も小さくせざるを得なかったことがわかった。

本調査でわかったことは以下の通りである。

まず、中国選手は香港ゲイゲームズの運営にさまざまな問題があったと考えていた。中国内陸からの参加者は香港で言語の壁を感じており、開催スケジュールも混乱していた。

また、中国内陸からの参加者の多くは、同性愛問題に関して自分の国と他の国を比べて、劣ったものと位置付けていた。自分の国の問題と他の国への憧れを意識することで、参加者の一部は、ゲイゲームズに参加した時、愛国心が少なくなったと語っていた。さらに、Davison (2014) が述べたようなゲイゲームズの白人至上主義、中産階級中心、男性主導の特徴はアジアに会場を移しても存在していた。

それだけではなく、一部の中国選手はゲイゲームズを中国政府の政策に抵抗する場として利用していた。ゲイゲームズに参加すること自体が、声明を出さなくても社会運動となる状況があった。その一方で、中国選手のナショナリズム意識については台湾との関係が重要であることがわかった。台湾と中国の関係について、松田英亮 (2023) は、最近の台湾が性の多様性で寛容であるよう努めているのは、不寛容な中国とは別の国だと強調するための「生存手段」だとしていた。しかし、このような台湾の「生存手段」から来る主張は、中国の同性愛者との間にトラブルをもたらし、中国の同性愛あるいは性的マイノリティコミュニティとの連携を妨げてしまう可能性が示唆された。ゲイゲームズにおける台湾ナショナリズムのアピールが、中国のLGBTの自国政府に対するアピールの機会を圧迫してしまった可能性が感じられた。こうした台湾と中国の問題は、ゲイゲームズのアジアでの発展に関しても障害になるかもしれない。

結果として、香港でのゲイゲームズ開催は中国社会のLGBTの現状に与える影響はあまりなかったと評価せざるを得ない。むしろ将来、中国で同様の国際的なLGBTイベントを行うのはもっと困難なことになってしまった可能性が高いと思われた。

本研究は、ゲイゲームズに参加した中国選手たちについて調査したが、そのナショナリズム感情に大きな影響を与えている台湾の選手たちの調査ができなかったため、今後は台湾で同様の調査を行う予定である。

日本における草の根ゲイスポーツの新たな潮流

東京圏のゲイバレーボールの実践に着目して

○谷木龍男（東海大学）、田中将司（東海大学）、小森田龍生（常磐大学）
秋吉遼子（東海大学）、高尾将幸（東海大学）、藤井壮浩（東海大学）

キーワード：スポーツ、草の根、ゲイバレーボール、セクシュアリティ、メンタルヘルス

背景と目的

近年、スポーツにおける性的マイノリティを巡る問題は、トランスジェンダー選手の競技参加資格、学校体育におけるハラスメントや配慮の必要性といった制度的・政策的課題として注目を集めてきた。また、ゲイゲームズをはじめとするハイパフォーマンス領域では、当事者の競技参加や経験に関する実証研究も積み重ねられている。一方で、当事者によって自主的に組織・運営される「草の根 LGBT スポーツ」に関する研究は、海外を含めても極めて限られており、日本における知見はほとんど蓄積されていない。

そのような中、Gaston & Dixon (2019) は、英国のゲイラグビーチームの事例をもとに、草の根ゲイスポーツがインクルーシブな男性性を表現するための安全地帯としてだけでなく、インクルーシブなゲイ・コミュニティとしても機能していることを指摘した。この研究は当事者の生活実践としてのスポーツ活動に新たな視点を提供している。

本研究では、ゲイ男性によるバレーボール（以下、ゲイバレー）に着目し、当該実践がどのように発展・変容してきたのか、またどのような新たな潮流が生まれているのかを明らかにすることを目的とした。

方法

東京圏のゲイバレーチームに所属する選手に対する半構造化インタビューおよび大会などのイベントの視察を実施した。研究は東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認（承認番号:22205）を得たうえで実施した。

結果

ゲイバレーは 1990 年代に新宿二丁目のゲイバー文化の延長として始められた。現在、東京圏で 50 チーム以上が活動する最大規模の草の根 LGBT スポーツである。「ランキング杯」は 42 チームが 6 部に分かれて競技する最大の大会である。地方都市や海外にもゲイバレーチームは存在し交流も盛んに行われている。ゲイバレー参加者は一般のゲイ男性と比較してメンタルヘルスが良好である（高尾ら, 2024; 谷木ら, 2024）。

さらに、以下のような新たな動きが観察された。

① 選手の高齢化とシニア化対応

黎明期から参加している 40 代以上の選手が増加し、「シニア大会」が開催されるようになった。今後は 60 代以上のカテゴリー新設も検討されており、「生涯スポーツ」としての可能性が拡大している。

② ジェンダー／セクシュアリティの多様化

一部のチームでは、異性愛者男性やトランス女性の参加を認めるようになり、ジェンダー／セクシュアリティにかかわらず参加可能な大会も実施されている。従来の「ゲイ男性による、ゲイ男性のための空間」からの脱構築が進んでいる。

③ 地域コミュニティとの横断的な関係構築

練習場所を共有するゲイバレーチームと地域のママさんバレーボールチームとの合同練習や練習試合が実施されており、当事者コミュニティと地域住民との間に新たな協働の回路が生まれている。

④ SNS を活用した若年層による可視化戦略

一部の若手選手によって、TikTok や YouTube などの SNS を通じた情報発信が活発化しており、ゲイバレーの存在が当事者内外に広まりつつある。これにより、新たな参加者の獲得にもつながることが期待されている一方、可視化に否定的な選手も存在する。

考察

これらの新しい動きは、1990 年代に新宿二丁目のゲイ・コミュニティの中で誕生した同質的・閉鎖的なゲイバレーが、現在では年齢・ジェンダー／セクシュアリティ・地域といった複数の境界を越えて、開かれた実践へと変容しつつあることを示している。草の根 LGBT スポーツはインクルーシブな男性性を表現する安全地帯やインクルーシブなゲイ・コミュニティ（Gaston & Dixon, 1990）にとどまらず、世代間・地域間・文化間の対話と協働の実践として捉え直すことができる。

本研究は、制度や政策の外側で性的マイノリティ当事者が自主的に築き上げてきたスポーツ実践の可能性と、そこに見られる変化の兆しを捉えたものであり、スポーツとジェンダー／セクシュアリティ研究における新たな視座を提供するものである。

実行委員会企画

「 ジェンダー・セクシュアリティの視点から見る
政治によるスポーツへの介入 」

実行委員会企画 趣旨説明

「ジェンダー・セクシュアリティの視点から見る政治によるスポーツへの介入」

○來田享子（中京大学）、○建石真公子（法政大学）

司会：下村沙季マリン（青山学院大学）

キーワード：トランスジェンダー（TG）、性特徴の多様性（VSC）、政治的・社会的介入、競技団体、スポーツからの排除

しばしばスポーツとは「脱政治化された領域」として捉えられるが、実際には、政治的・社会的権力によるスポーツへの介入は常態化している。その結果として、一部の人々に対するスポーツからの排除が制度化され、そして正当化されている。その顕著な現れの一つが、特定の社会規範において「正しくない」と見なされる性のあり方を有するトランスジェンダー（TG）や性特徴の多様性（VSC）を持つ女性アスリートを対象としたスポーツの場からの排除である。

当事者らの参加資格をめぐる恣意的な線引きは、歴史的に繰り返されてきた。近年、特にドナルド・トランプ政権下では、その制限の規模及び内容はより直接的かつ制度的な形で強化されてきている。2025年2月に発行された“Keeping Men Out of Women's Sports（「女性スポーツから男性を排除する」）」と題する大統領令（Executive Order 14201）では、「女性（female）とは、受胎の段階で大きい配偶子（卵子）を産生する性に属する人（a person belonging, at conception, to the sex that produces the large reproductive cell）である」との定義をスポーツの領域にも適用するとされた。

本来、スポーツのルールや運営方針の決定は各競技団体の排他的な権限とされているが、こうした政治的動きは各競技団体、そしてスポーツそのものへと影響を及ぼしている。例として、全米大学体育協会（NCAA）は当該大統領令を受け、同月に新たなポリシー（Participation Policy for Transgender Student-Athletes）を発表した。同ポリシーでは、出生時に男性として登録された学生や、出生時に女性として登録されていてもホルモン療法を受けている学生は女子チームとして大会出場できない旨が定められた。また、現在、ワールド・アスレティックスをはじめとしたいくつかの国際競技団体は、TG女性アスリートやVSCを持つ女性アスリートに適用される血清中テストステロン値による参加基準を設けている。このような規定は上記の例のように直接的に具体的な政策に基づくものではない。

方で、政治的・社会的な「性別」の捉えられ方と連携していることは自明である。

政治的・社会的権力の介入によってTG女性アスリートやVSCを持つ女性アスリートは振り回され、自身が現実生きる性別というアイデンティティの根幹に関わる部分を否定され、尊厳を損なわれ続けている。そのような中、私たちに今求められているのは、政治と競技団体、そして政治とスポーツの関係性のあり方を問い直すことであろう。

本実行委員会企画では、來田享子氏、建石真公子氏にご登壇いただき、「ジェンダー・セクシュアリティの視点から見る政治によるスポーツへの介入」というテーマでご講演いただく。來田氏には政治的・社会的権力の介入による排除の例としてTGの参加をめぐる問題に着目し、トランプ政権がスポーツ界に及ぼしている影響についてお話しいただく。建石氏には政治的・社会的権力がTG女性アスリートやVSCを持つ女性アスリートの人権に及ぼす影響とその保護について論じていただく。両氏の講演を通して、政治とスポーツという領域の関係性の再考を促す契機としたい。

司会者プロフィール

氏名：下村沙季マリン（しもむら さきまりん）
青山学院大学スクーンメーカー記念ジェンダー研究センター・助手、修士（法学）

専門分野：国際人権法、ジェンダー法

主な研究業績：単著「スポーツ仲裁裁判所による比較衡量に関する判断の批判的分析—インターセックスの女性アスリートの『身体的完全性の権利（right to bodily integrity）』に着目して—」スポーツとジェンダー研究 23 卷（2025 年 3 月）6-18 頁、単著「性同一性障害特例法による生殖不能要件の憲法適合性と国際人権基準」新・判例解説 Watch36 卷（2025 年 4 月）281-284 頁。

「女性の保護」という名の排除

トランスジェンダー選手をめぐるスポーツの制度と政治介入

来田享子（中京大学）

キーワード：政治的介入、トランスジェンダーの排除、性別確認検査、スポーツ組織の独立性

この報告では、ジェンダー・セクシュアリティの視点から政治および社会的権力の介入による排除の例として、トランスジェンダー（以下、TG）の参加をめぐる問題に焦点をあてる。

TG の排除に関しては性別確認検査をめぐる歴史から学ぶべきことがある。1968 年冬季五輪大会で初めて実施された性別確認検査は、女子競技への参加が承認される身体であるか否かを峻別するスポーツの制度であった。この制度は、実際に排除された事例やルールが課せられた事例に導かれて成立した。背景には、スポーツへの女性の参入が進んだことにより、性の区別を厳格化しようとする動向があった。学ぶべきは、排除が「女性たちによる『女性』の排除」にはじまり、男性中心のスポーツ組織という社会的権力の介入による正当化／制度化という段階的構図が存在したことである。この社会的権力は「女性の保護」という名目によって用いられた。

この歴史の帰結は、男性（身体）とそれより劣位にある女性（身体）という固定的な認識を強化し、セクシュアリティの多様性に寛容ではないスポーツ文化を肯定する余地を残したことである。最近のトランプ大統領令に象徴されるスポーツへの政治介入はその余地を突いたものであり、「女性の保護」を名目としている。そのような介入を容認しないために、残存させてきた余地を見直す発想がスポーツ界には求められている。

スポーツへの参加の承認は、競技団体の独立的な権限とみなされてきた。米国では自治体レベルの大会に州法が適用され得るとして、一部の州では大統領令と同様の法案が提出／可決されている。トランプ大統領は包摂的な方針の州には、支援打ち切りや罰金を科す等の発言を行っている。

これら米国内での動向は、国際的なスポーツ界に影響することが懸念される。米国での開催が予定されている 2026 年 FIFA ワールドカップと 2028 年夏季五輪は、いずれもスポーツ界では性の多様性を含め人権の尊重を政策として掲げてきた組織が主催する。スポーツが開催地の人権問題や政治からの介入にどのように対応するかが問われることになる。

上述の独立的な権限により、現状では競技団体が

個々に TG の参加資格を定めている。本報告ではパリ 2024 大会を前に複数の国際競技団体 (IF) が TG 選手の参加資格を新設または更新した 2024 年 7 月時点でのリスト（中京大学来田研究室 斉藤茜作成）を示す。総じて TG 男性の参加資格は性自認の宣誓や治療目的での薬物使用の申告に留まる。一方で TG 女性に関しては、性自認の宣言に加え、生誕時に割り当てられた性別で思春期を経過したか否か、競技出場前 1～4 年程度の期間の血清中テストステロン値の上限 (HEC) 等、性別不合の解消に必要とされる以上の医療的介入を不可避とする可能性のある制限が設けられている。ただし、HEC が女性競技の公平性を担保するか否かは学術的にも議論が分かれている。注目すべき事例には、2025 年 1 月に公表されたワールドトライアスロンの参加ポリシーがある。この最新のポリシーは性別に競技するというスポーツの制度そのものに挑戦する試みであるとも読みとれる。

一方、TG 女性選手の参加資格を明示している国内競技団体 (NF) は多いとはいえない。国際大会への出場権獲得に関わる大会では IF 規則を遵守することになるが、コミュニティレベルの大会に関しては各国の NF が独自に定めている。

オーストラリアやイギリスには、性に関わる差別を禁じる国内法があるが、NF の対応は異なる。陸上競技の NF の比較では、オーストラリアはイギリスより包摂性が高い。性自認を尊重しノンバイナリーに対する視点も含まれた参加ポリシーが、多様な性のあり方に対する包摂性を高めるためのガイドブックと共に公表されている。米国でも USA フェンシングは包摂性の高い参加ポリシーを採用しているが、トランプ政権の政治的圧力のために、その運用には課題が生じていることがうかがえる。

あらゆるカテゴリーには、分類される存在の特徴だけでなく、分類する側の認知カテゴリー特性が含まれる（三中, 2010）。TG 選手の参加資格をめぐる議論の視点は、そのことへの自覚にもとづく制度設計に向けられる必要はないだろうか。それは政治介入からのスポーツの独立を維持し、競技の公平性とは何かを再考するための方策のひとつになり得るだろう。

ジェンダーとセクシュアリティの視点からみたスポーツへの政治介入

VSC 女性の権利保護と「公平な競技場」

建石真公子（法政大学名誉教授）

キーワード：VSC、IOC 枠組、身体の完全性（インテグリティ）、欧州人権裁判所、生殖の自由、差別と排除

ジェンダーに関しては社会的な理解は進みつつあり、最高裁は 2024 年 6 月 21 日、トランス女性に対して、移行前の凍結精子によって出生した子を「父親」として認知することを認めるという画期的な判決を出した。しかしプロスポーツの世界ではいまだにジェンダースtereotype が根強く残っている。アスリートに対する厳格な二項対立の形成に伴い、女性性についてのステレオタイプの考察に基づく性別検査方針は、テストステロン値の上昇が競争上の優位性を構成すると信じられているため、性特徴の多様性(VSC)を持つ「過度に男性的な」女性アスリートが標的にされている。

ワールド・アスレティックスをはじめいくつかの国際スポーツ連盟は女性のスポーツ競技にホルモンによる資格基準（HEC）を採用しているが、その根底にある科学的根拠については論争されている。これらの要件を満たさない場合、競技者は除外される。精巣ホルモンレベルを下げる標準的な方法はホルモン薬の使用のほか、不可逆的な外科的治療も行われている。スポーツ競技における HEC は VSC を持つプロの女性アスリートの基本的権利に重要な問題を提起している。

IOC フレームワーク（2021）によれば、「すべての人は、差別されることなく、健康、安全、尊厳を尊重される方法でスポーツを实践する権利を有する」という。しかし同時に、競技スポーツの信頼性、特にハイレベルの組織化されたスポーツ大会の信頼、どの競技者も他の競技者に対して不公平で不釣り合いな優位性を持たない、公平な競技場であるという前提にも依存している。このように一方では包摂と無差別、他方では公平性のバランスをスポーツにおいて見出す必要性という課題が特に VSC 女性アスリートに課せられている。

IOC の枠組みは、いかなる競技者も性自認や性徴に基づいてスポーツに参加することを排除されるべきではないという考えに基づいているが、ハイレベルの組織的なスポーツ競技会における特定のコンテストについて、男性／女性のカテゴリーの参加条件を決定する参加資格基準を設けることを認めている。ただし、IOC によれば、これらの基準は、身体的・心理的な危害を加えるものであってはならず、また、競技者の性別、性自認、性特性の変異を判定することを目的とした的

を絞った検査であってはならない。さらに、これらの基準は、しっかりとした査読を経た研究に基づくものでなければならず、また、競技者の「完全性」と「手続き上の公平性」の要件を尊重するように適用されなければならない。フレームワークに依拠するなら、すべての競技者は、自己決定に基づく性別でのカテゴリーに参加することができるべきであると考えられる。

こうした問題の渦中にある Caster Semenya は、現在、ヨーロッパ人権裁判所で HEC に基づく「治療」が人権侵害であるとしてヨーロッパ人権裁判所大法廷で争っている。核心となる人権は、ヨーロッパ人権条約 3 条の非人道的取扱の禁止および 8 条の私生活の尊重の権利である。ある行為や待遇が第 3 条の適用範囲に入るかどうかを判断する際、同裁判所は「非人道的な待遇は最低限度の厳格さに達していなければならない」と判示している。8 条に関しては、人の生殖の状態は人間の本質的な身体機能のひとつに関わるものであり、8 条が保護する身体的・精神的幸福、感情的・精神的・家族的生活など、個人の完全性に関わる多様な側面に関わるものであるため、国にはその権利を保護する義務があるとしている。スポーツ競技が本質的に人間の違いを試すものであるとしても、ひとつの身体的特徴（テストステロンのレベル）に基づいて女子スポーツ大会への出場を決定するという不釣り合いな措置は、重大な人権侵害を引き起こし、VSC を持つ女性が排除されたり、ホルモン治療が強制されたりする結果となる。IOC を含む私的なスポーツ組織にこうした重要な人権を制限する権限があるかは問題となる。

同様に、政治が VSC や TG の人々の人権に介入し制約することは私的組織以上に問題が大きい。その政治を支える人々やメディアの意識を変えなければ社会的排除を防ぐことができない。「女性の場所」を守るというフェミニストの目的は、VSC 女性の排除で達成するのか、熟慮が必要であろう。

報告では、政治および社会的権力がスポーツに介入し人権を制約する結果となることについて、VSC や TG 女性の人権保護に焦点を当て、ジェンダーとセクシュアリティの視点からみたスポーツへの政治介入の問題点を明らかにし解決の糸口を探る。

	登壇者プロフィール
氏名：来田 享子（らいた きょうこ） 中京大学スポーツ科学部・教授，博士（体育学） 専門分野：オリンピック史，スポーツとジェンダー 近著：「人権の観点からスポーツ基本法（2011年6月24日公布）の課題を探る—国際人権基準の国内適用と浸透に貢献する日本のスポーツ分野に向けて—」（法學志林122(4):163-187, 2025），「性の多様性に関する IOC の枠組み（2021年11月）」以降の IF および諸外国の NF の対応事例（令和5年度 JSP0 スポーツ医科学研究報告Ⅳ：21-31, 2024） 社会貢献活動：日本スポーツとジェンダー学会会長，（一社）体育・スポーツ・健康学会会長，日本オリンピック委員会理事，日本陸上競技連盟常務理事等．	

	登壇者プロフィール
氏名：建石 真公子（たていし ひろこ） 法政大学名誉教授 専門：憲法学 研究業績 1) 建石真公子「憲法上の権利としてのリプロダクティブ・ライツの保護——「身体」に関する自由と尊厳」、辻村みよ子、糠塚康江ほか編『産む権利/産まない権利 リプロダクティブ・ライツの現在』（花伝社、2025年）p.149-180. 2) 建石真公子「生殖補助医療の法制化で問われる生命倫理—尊厳、精神及び身体の完全性、脆弱性、自己決定権—」、水野紀子、建石真公子ほか『生殖補助医療のこれから—社会の合意にいたるために考えること—』学術会議叢書 32（公益財団法人日本学術協力財団, 2025年）p.212-217. 3) 建石真公子「性別変更における生殖不能要件の合憲性—性同一性障がい者特例法1条3項と『自己の意思に反して身体の侵襲を受けない自由』（最高裁判所大法廷2023年10月25日決定）」、国際人権35号、p.73-75. 4) 建石真公子「ヨーロッパ人権裁判所における DSDs アスリートの権利の保護と限界—キャスター・セメンヤ対スイス事件に関するヨーロッパ人権裁判所2023年7月11日判決（Mokgadi Caster Semenya v. Switzerland, no. 10934/21）について—」、『令和5年度 日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告Ⅳ』（pp.32-39）. 5) Hiroo TATEISHI(2024), “Accès aux soins et la fin de vie au Japon :des traitements respectueux de la dignité “ in Concilier santé et droits fondamentaux en période de pandémie, Bryant (pp.329-344).	

日本スポーツとジェンダー学会大会（第4回までは研究会大会）のあゆみ

回数	開催年月日	会場名	場所	大会テーマ／研究企画等	備考
設立記念 第1回	2002年6月22日	大阪府立女性総合センター （ドーンセンター）	大阪府 大阪市	スポーツのジェンダー研究を 展望する	設立総会で「日本スポーツとジェ ンダー研究会」設立
第2回	2003年7月5日-6日	京都教育大学	京都府 京都市	大会テーマを特に設定せず、 多様なテーマ	
第3回	2004年7月3日-4日	文京学院大学 本郷キャンパス	東京都 文京区	大会テーマを特に設定せず、 多様なテーマ	
第4回	2005年7月2日-3日	中京大学 名古屋キャンパス	愛知県 名古屋市	大会テーマを特に設定せず、 多様なテーマ	総会で「日本スポーツとジェ ンダー学会」に名称変更
第5回記念	2006年7月1日-2日	京都市国際交流会館	京都府 京都市	女性スポーツ政策	6月26日に日本学術会議協力学術 研究団体に指定 Ann Hall博士（University of Alberta名誉教授）招聘
第6回	2007年7月7日-8日	法政大学 市ヶ谷校舎	東京都 千代田区	体育学・スポーツ科学における 性差認識とジェンダー	
第7回	2008年7月5日-6日	大阪府立女性総合センター （ドーンセンター）	大阪府 大阪市	メディア・スポーツ・ジェンダー	
第8回	2009年7月4日-5日	国立オリンピック記念 青少年総合センター	東京都 渋谷区	1.東アジアのスポーツとジェンダー 2.大学教育における体育・スポーツ とジェンダー	
第9回	2010年7月3日-4日	神戸松蔭女子学院大学	兵庫県 神戸市	スポーツ・性暴力・ジェンダー	
第10回記念	2011年7月2日-3日	中京大学 名古屋キャンパス	愛知県 名古屋市	スポーツとジェンダー研究の 現状と課題	Gudrun Doll-Tepper博士（Freie Universität Berlin教授）招聘
第11回	2012年7月7日-8日	学習院女子大学	東京都 新宿区	開発におけるジェンダーと スポーツ	
第12回	2013年7月13日-14日	京都教育大学	京都府 京都市	身体とエンパワーメントを考える	
第13回	2014年6月28日-29日	中京大学 名古屋キャンパス	愛知県 名古屋市	スポーツ・ジェンダー学の射程	
第14回	2015年7月4日-5日	明治大学 駿河台キャンパス	東京都 千代田区	スポーツにおける平等・公正と は：ジェンダーの観点から	
第15回記念	2016年7月2日-3日	東京女子体育大学	東京都 国立市	メディアにおけるスポーツ身体の 表象	Toni Bruce博士（University of Auckland准教授）招聘
第16回	2017年7月1日-2日	京都学園大学 京都太秦キャンパス	京都府 京都市	多様性における平等と共生	Heather Sykes博士（University of Toronto准教授）招聘
第17回	2018年7月7日-8日	中京大学 名古屋キャンパス	愛知県 名古屋市	社会的格差とスポーツ	
第18回	2019年6月29日-30日	松本大学	長野県 松本市	インターセクショナルな視点から スポーツとダイバーシティを問う	
第19回	2020年10月24日	オンライン開催		<研究企画テーマ> コロナ禍における体育・スポーツに 関連する話題／2020横浜スポーツ学 術会議における『スポーツとジェ ンダー』にかかわるシンポジウム報告	・新型コロナウイルス感染症拡大 に伴う学会史上初オンライン開催 ・オンライン開催に伴い内容を 絞って開催
第20回	2021年10月23日	オンライン開催		<研究企画テーマ> スポーツとジェンダーに関する国内 研究のレビュー／東京2020“女性蔑 視発言”の追跡調査から考えるスポ ーツ界のジェンダー平等	・新型コロナウイルス感染症拡大 に伴うオンライン開催 ・オンライン開催に伴い内容を 絞って開催
第21回記念	2022年7月2日	オンライン開催		<20周年記念企画> 学会発足20年を振り返る：創設 メンバーの思いを継承する	Kari Fasting博士（Norwegian School of Sport Sciences名誉教 授）より記念祝辞
第22回大会	2023年7月1日-2日	中京大学名古屋キャンパス 対面・オンライン	愛知県 名古屋市	<研究企画テーマ> 日本の体育・スポーツ科学研究と ジェンダー	・学会初のハイブリット形式での 開催 ・3大会ぶりの対面開催
第23回大会	2024年7月6日-7日	国士舘大学世田谷キャンパ ス 対面・オンライン	東京都 世田谷区	<研究企画テーマ> 「スポーツの場における“性の多 様性”の保障について考える」	

日本スポーツとジェンダー学会 第24回大会
プログラム&発表抄録集

2025年7月1日発行

編集発行：日本スポーツとジェンダー学会 第24回大会実行委員会

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

文学部英米文化専修 井谷聡子研究室内

E-mail : congress2025_info@jssgs.sakura.ne.jp 学会HP : <https://jssgs.org/>

発行者の許可なく転載することを禁ず